

2019年6月11日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13

むさし証券株式会社

取締役社長 小高富士夫

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2019年6月26日（水曜日）午後5時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時00分
2. 場 所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13
OLSビル9階
当社本店会議室

3. 目的事項

報告事項 第74期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告および計算書類内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 当日は当社では節電への対応として軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席ください。

（配当金のお支払いについて）

当社は2019年5月28日開催の取締役会において、2019年6月28日を効力発生日（支払開始日）として、1株につき10円の剰余金の配当をお支払いすることを決議いたしました。

「期末配当金領収証」（銀行振込ご指定の方には「配当金計算書」および「お振込みについて」）は、2019年6月27日開催の第74期定時株主総会決議ご通知に同封ご送付申し上げる予定でございます。

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度における国内株式市場は、期初以降、米国の政権運営や保護主義的な政策に対する先行き不透明感の強まりなどから、株価は下落基調となりました。

4月には、米中貿易摩擦への警戒感が薄らいだことや、シリアや北朝鮮の地政学リスクへの懸念の後退もあり株価は上昇しましたが、5月には、米国の保護主義的な政策に対する懸念やイタリアの政局混迷などから下落しました。その後は、米中貿易摩擦への懸念や新興国不安などを背景に株価は上下しましたが、9月には、米中貿易摩擦への警戒感が一服したことや円安の進行等を受けて上昇しました。

しかし10月には、米株式市場の急落を受けた世界同時株安や、消費増税への懸念など景気に対する先行き不透明感などから株価は下落に転じ、12月には世界景気の減速懸念が強まり更に下落しました。年明け以降は、米中問題好転への期待などを背景に株価は上昇しましたが、3月に入ると、欧州中央銀行（ECB）の経済見通し引き下げや中国株急落などを受けて大きく下落しました。その後も各国の経済指標や米中協議に加えてブレグジット（英国の欧州連合（EU）離脱）問題から一進一退となり、25日には世界景気の減速が警戒され日経平均株価は21,000円割れとなりました。結局、当事業年度末の日経平均株価の終値は21,205.81円となりました。

このような環境下、当事業年度の業績は、営業収益は39億31百万円（前事業年度比15億96百万円減少）、純営業収益は37億30百万円（同15億45百万円減少）となりました。また、販売費・一般管理費は46億57百万円（同4億83百万円減少）となり、その結果、営業損失は9億27百万円（前事業年度は1億35百万円の利益）、経常損失は7億42百万円（同3億15百万円の利益）、当期純損失は7億10百万円（同3億16百万円の利益）となりました。

当事業年度の期末配当金につきましては、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当の実施を前提としつつ、業績を勘案した結果、1株当たり10円とさせていただきます。

業績の主な内訳は下記のとおりであります。

① 受入手数料

委託手数料は21億26百万円（前事業年度比9億29百万円減少）、引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料が11百万円（同36百万円減少）、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料が1億66百万円（同64百万円減少）、投資信託の信託報酬等によるその他の受入手数料は4億68百万円（同72百万円減少）となりました。

その結果、受入手数料は27億73百万円（同11億3百万円減少）となりました。

② 金融収支

金融収益は7億46百万円（前事業年度比11百万円増加）、金融費用は2億1百万円（同51百万円減少）となりました。

その結果、金融収支は5億45百万円（同62百万円増加）の利益となりました。

③ トレーディング損益

株券等のトレーディング損益は15百万円の利益（前事業年度比3百万円減少）、債券・為替等のトレーディング損益は3億95百万円の利益（同5億1百万円減少）となりました。

その結果、トレーディング損益は4億10百万円の利益（同5億5百万円減少）となりました。

④ 販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、売買高の減少等による取引関係費の減少、業績連動給および賞与引当金の減少等により人件費が減少となり、46億57百万円（前事業年度比4億83百万円減少）となりました。

⑤ 特別損益

特別利益は、投資有価証券の売却益6百万円等により、7百万円（前事業年度比89百万円減少）となりました。一方、特別損失は固定資産の減損損失10百万円等により11百万円（同11百万円減少）となりました。

その結果、特別損益は3百万円の損失（前事業年度は74百万円の利益）となりました。

商品別の受入手数料の内訳は次のとおりであります。

区 分	第73期 (2017.4.1～ 2018.3.31)		第74期(当事業年度) (2018.4.1～ 2019.3.31)	
		構成比		構成比
株 券	3,135 ^{百万円}	80.9%	2,118 ^{百万円}	76.4%
債 券	8	0.2	4	0.1
受益証券	602	15.5	551	19.9
そ の 他	130	3.4	99	3.6
計	3,876	100.0	2,773	100.0

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は75百万円であります。その主なものは、サービス強化に伴うソフトウェアの投資、株券貸借取引システム導入に係る設備投資であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または、新株予約権等の取得または処分の状況

- ① 他の会社の株式の取得または処分
該当事項はありません。
- ② 他の会社の新株予約権等の取得または処分
該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

上場株式・投資信託の個人保有額は、過去最高の190兆円であるにも関わらず、売買動向では7年連続の売り越し、売買シェアでは17年ぶりの20%割れと、個人投資家の売買意欲は盛り上がりません。

こういった環境下では、選ばれる証券会社としてブランドを確立することが、淘汰が進む証券業界の中で生き残り、さらに発展するために必須であると考えます。

当社では現在、「むさしブランドの確立」を目指し、営業員のレベルアップ、取扱商品のグローバル化・多様化、FinTechを活用し営業支援体制の整備を進めております。

また、埼玉県内における優位性を最大限に活かし、面展開営業である「スパイダーズ・ウェブ営業」により、顧客基盤を積極的に拡大してまいります。特に東南アジア圏の提携現地企業ネットワークを活かし、大手金融機関ではカバーしきれない海外進出やM&Aのサポート体制を提供し、法人向けビジネスの競争優位性を強化してまいります。

競争環境の厳しい証券ビジネスにおいて重要なことは、社員一人ひとりの能力の向上、最大発揮であり、2018年4月にインクルージョン推進室を新設し、ウーマノミクスプロジェクトへの参画による女性視点の経営戦略への反映や、将来のむさし証券を担う人材の育成、働き方改革を一層、加速強化してまいります。

少数精鋭のプロ集団を構築・強化することにより、事業遂行基盤・経営基盤を一層強固なものとし、また、コンプライアンス態勢を堅持・強化しつつ、より質の高いコンサルティング機能の提供により、お客さまのゆとりある未来を応援する、「信頼と安心」そして「圧倒的な存在感を有する地域No.1」の証券会社の確立を進め、企業価値の一層の向上に努めてまいります。

(8) 財産および損益の状況

区 分	第71期 (2015.4.1～ 2016.3.31)	第72期 (2016.4.1～ 2017.3.31)	第73期 (2017.4.1～ 2018.3.31)	第74期 (当事業年度) (2018.4.1～ 2019.3.31)
営業収益 (うち受入手数料)	5,598 ^{百万円} (3,762)	4,441 ^{百万円} (2,987)	5,528 ^{百万円} (3,876)	3,931 ^{百万円} (2,773)
経常利益又は損失(△)	397	△433	315	△742
当期純利益又は純損失(△)	3,817	△396	316	△710
1株当たり当期純利益 又は純損失(△)	343.54円	△35.08円	30.54円	△71.07円
総 資 産	67,500 ^{百万円}	72,607 ^{百万円}	80,535 ^{百万円}	66,612 ^{百万円}
純 資 産	21,370	20,029	19,925	18,443
自己資本規制比率	662.0%	626.7%	599.8%	617.7%

(注) 1株当たり当期純利益又は純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(10) 主要な事業内容

① 株式業務

株式業務は、株式について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受け・売出し業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っており、その主な内容は、次のとおりであります。

ア. 委託売買業務

主に金融商品取引所において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

イ. 自己売買業務

当社が自己の計算において売買を行う業務

ウ. 引受け・売出し業務

株式の募集または売出しにつき、顧客に販売する目的で取得する業務ならびに他に取得する者が不在の場合にその残部を取得する業務

エ. 募集・売出しの取扱業務

株式の募集または売出しにつき、顧客に販売する業務

② 債券業務

債券業務は、国、地方公共団体、政府関係機関、事業会社、金融機関等の発行する債券について、委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受業務、募集の取扱業務、私募の取扱業務等から成り立っております。

③ 投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券および外国投資信託証券の募集の取扱業務ならびに売買業務から成り立っております。

④ 有価証券関連市場デリバティブ取引業務

有価証券関連市場デリバティブ取引業務は、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引および外国市場証券先物取引の委託取引業務ならびに自己取引業務から成り立っております。

(11) 主要な営業所等

本店	埼玉県さいたま市大宮区
本店営業部	埼玉県さいたま市大宮区
浦和支店	埼玉県さいたま市浦和区
上尾支店	埼玉県上尾市
北本支店	埼玉県北本市
春日部支店	埼玉県春日部市
越谷支店	埼玉県越谷市
加須支店	埼玉県加須市
熊谷支店	埼玉県熊谷市
深谷支店	埼玉県深谷市
本庄支店	埼玉県本庄市
志木支店	埼玉県志木市
川越支店	埼玉県川越市
坂戸支店	埼玉県坂戸市
東松山支店	埼玉県東松山市
飯能支店	埼玉県飯能市
青梅プラザ	東京都青梅市
久米川支店	東京都東村山市
東京本部	東京都中央区
新宿支店	東京都新宿区
横浜支店	神奈川県横浜市中区
市川支店	千葉県市川市
大阪支店	大阪府大阪市中央区

(12) 使用人の状況

区分		使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
職員	男子	224名	6名減	49.2才	17.6年
	女子	87名	—	41.9才	14.7年
歩合外務員		9名	—	70.4才	23.5年
嘱託等		36名	6名増	62.4才	25.3年
合計または平均		356名	—	49.3才	17.8年

- (注) 1. 使用人数には、他社への出向者は含めておりません。
2. 2019年3月末時点では、他社からの受入出向者、パートタイマー、派遣社員等はありません。

(13) 主要な借入先

借入先	借入金の種類	借入金残高
株式会社りそな銀行	短期借入金	1,500
株式会社埼玉りそな銀行	短期借入金	1,000
株式会社三井住友銀行	短期借入金	355
株式会社武蔵野銀行	短期借入金	100
株式会社三菱UFJ銀行	短期借入金	100
埼玉県信用金庫	短期借入金	100
株式会社七十七銀行	短期借入金	100
株式会社みずほ銀行	短期借入金	100
日本証券金融株式会社	短期借入金	50
	信用取引借入金	18,164

(14) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 42,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,996,884株（自己株式794,535株を除く。）
- (3) 株主数 176名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
富士倉庫運輸株式会社	720 ^{千株}	7.20 [%]
大栄不動産株式会社	697	6.98
日新製糖株式会社	680	6.80
日本電子計算株式会社	666	6.66
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	638	6.38
サイボー株式会社	542	5.42
リテラ・クレア証券株式会社	462	4.62
株式会社しまむら	450	4.50
蛇の目ミシン工業株式会社	420	4.20
東海運株式会社	379	3.79

- (注) 1. 2019年3月末現在の大株主上位10名を記載いたしております。
2. 当社は自己株式794,535株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末における当社役員の新株予約権等の保有状況

【2014年8月26日開催の取締役会決議による新株予約権】

- ① 新株予約権の払込金額 1個につき104,600円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき 100円
- ③ 新株予約権の行使条件 取締役、執行役員もしくは従業員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10営業日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- ④ 新株予約権の行使期間 2014年10月2日から2044年10月1日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役	133個	普通株式 13,300株	3名

- (注) 1. 当社は社外取締役を選任しておりません。
 2. 監査役が保有する新株予約権等はありません。
 3. 上記①の払込金額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。

【2015年10月29日開催の取締役会決議による新株予約権】

- ① 新株予約権の払込金額 1個につき125,800円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき 100円
- ③ 新株予約権の行使条件 取締役、執行役員もしくは従業員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10営業日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- ④ 新株予約権の行使期間 2015年12月1日から2045年11月30日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役	81個	普通株式 8,100株	5名

- (注) 1. 当社は社外取締役を選任しておりません。
 2. 監査役が保有する新株予約権等はありません。
 3. 上記①の払込金額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。
 4. 上記⑤の保有状況には、当該新株予約権が発行された時点において、当社の使用者等であった取締役が就任前に付与された新株予約権も含まれております。

- (2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 高 富士夫	
取締役副社長	野 村 眞	
取締役専務執行役員	朝 倉 仁 人	管理本部長
取締役常務執行役員	三 澤 孝 彦	コンプライアンス本部長兼監査部・コンプライアンス部担当
取締役常務執行役員	瀬戸本 一 雄	営業本部長兼人事部副担当
取締役執行役員	安 藤 敦	経営企画部・財務部担当兼経営企画部長
取締役執行役員	吉 原 保	営業企画部・インターネット事業部担当
常 勤 監 査 役	東 條 正 和	
監 査 役	星 野 修 一	
監 査 役	田 口 慶 二	富士倉庫運輸(株) 執行役員文書営業部長

- (注) 1. 星野修一および田口慶二の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 2018年6月27日開催の第73期定時株主総会において、野村眞氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 数	報酬等の総額
取 締 役	7名	147百万円
監 査 役	3名 (うち社外監査役 2名)	16百万円 (うち社外監査役 4百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、1989年6月29日開催の第44期定時株主総会において、使用人分の報酬額を含まず年額300百万円以内とする決議をいただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第46期定時株主総会において、年額35百万円以内とする決議をいただいております。

(4) 社外役員に関する事項

○監査役 星野 修一

ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

該当事項はありません。

イ. 他の法人等の社外役員の兼職状況

該当事項はありません。

ウ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会11回全てに出席し、監査役会11回全てに出席しており、主に出身分野の業務を通じて培ってきた知識と高い見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

オ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

○監査役 田口 慶二

ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

該当事項はありません。

イ. 他の法人等の社外役員の兼職状況

該当事項はありません。

ウ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会11回全てに出席し、監査役会11回全てに出席しており、主に出身分野の業務を通じて培ってきた知識と高い見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

オ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

なお、新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもってEY新日本有限責任監査法人へ名称変更しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

15百万円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

16百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①および②の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当事業年度の監査計画の内容、監査チーム体制、監査法人としての品質管理体制の整備状況、監査報酬の見積り算定根拠等を検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務を委託し、対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の独立性・品質管理体制・監査の有効性及び効率性等を総合的に勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および運用状況の概況

当社は、取締役会において、会社法第362条第4項第6号、同第5項、会社法施行規則第100条第1項および第3項の規定に則り、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）につき「内部統制システム構築に係る基本方針」を決議し、適宜これを改定しております。

当事業年度に決議した内容および運用状況の概要は次の通りです。

なお、2019年4月26日付で、「内部統制システム構築に係る基本方針」を見直し、改定を行っております。その内容につきましては、当社ホームページにおいて開示を行っておりますのでご参照ください。

内部統制システム構築に係る基本方針および運用状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は経営理念、倫理コード、行動規範等を定めた「コンプライアンスマニュアル」のもと、役職員全員が法令・定款および社会規範を遵守することにより、強固なコンプライアンス態勢の構築を図っていく。

【運用状況】

- ・全社的なコンプライアンス態勢を充実・機能させるため、取締役、執行役員、部室長、常勤監査役等の計21名で構成するコンプライアンス委員会を設置している。
- ・「コンプライアンスマニュアル」についてはより判り易い構成と内容への改善を図るべく、2018年10月に改定を実施した。
- ・年度ごとに個別具体的な実践計画である「コンプライアンスプログラム」を策定し、その進捗・達成状況を定期的に取締役会に対し報告を行っている。
- ・財務報告の適正性確保のため、代表取締役ならびに財務担当役員は会計監査人と定期的にディスカッションの機会を設け情報共有を行っている。

(2) 本部各部、各営業部にコンプライアンス責任者を配置して各職場におけるコンプライアンスの徹底を図っていく。

【運用状況】

- ・コンプライアンスプログラムの目標および推進策、コンプライアンス委員会で報告・協議された事項を、コンプライアンス責任者を通じて社員に知らせ、教育・指導を行っている。
- (3) 「コンプライアンス委員会」は取締役会直轄としてコンプライアンス態勢強化の具体策の検討や、問題点が発生した場合の再発防止策の協議を行っている。

【運用状況】

- ・「コンプライアンス委員会」は原則として毎月定例会議を開催し、直近のコンプライアンスに係る活動状況、問題点、解決すべき課題等を協議している。

- (4) 本部各部にまたがっているコンプライアンス管理を統括するため、コンプライアンス部を設置し、全体管理と教育研修を推進していく。

【運用状況】

- ・階層別研修やコンプライアンス研修を通じて、コンプライアンス部が教育・研修を行っている。
 - ・コンプライアンス部では、コンプライアンスマニュアルに記載されている事項に基づきコンプライアンスチェックリストを作成し、その遵守状況の確認を全社員に対しアンケート形式で実施し、その内容を分析し、問題点・傾向を纏め、取締役会に報告している。
- (5) 内部監査担当部門により、本部ならびに営業部店における業務運営ならびに内部管理体制の適切性・有効性を複合的に検証・確認し、代表取締役及び取締役会に報告し、執行部門の内部管理体制の改善・強化を図っていく。

【運用状況】

- ・監査部ならびにコンプライアンス部による検査ならびにモニタリング、内部統制推進室による内部監査・監視により、業務運営ならびに内部管理体制を検証し、改善を進めている。
- (6) 業務執行上の伝達ルートから独立した報告経路として、人事部長宛の報告に加え、コンプライアンスホットライン（内部通報制度）があり、報告者には報告したことによる不利益を受けることのないようにコンプライアンス統括責任者が管理・監督を行っている。

【運用状況】

- ・コンプライアンスホットラインや日本証券業協会の内部通報支援センターの利用案内をコンプライアンスマニュアルに記載し、周知徹底を図っている。
- (7) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引を一切行わず、毅然たる態度で対応する。

【運用状況】

- ・「反社会的勢力に対する基本方針」、「行動規範」、「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」「マナー・ローンダリング等防止に係る基本方針」を定め、顧客取引に関しての約款・規程等、および社員向けのコンプライアンスマニュアル等に明記し周知徹底を図っている。また反社会的勢力の排除のため反社チェックならびに疑わしい取引の監視、管理を厳格に行っている。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社の全ての職務執行に係る情報・文書の取扱は法令並びに社内の文書取扱規程に則り、適切な整理、保管、保存を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持していく。

【運用状況】

- ・文書保管について、社内および外部委託先における顧客情報の適切な管理に努めている。また本社各部の締結した契約書類を原則、一括集中管理している。
- (2) 当社は情報資産を安全・確実に保護するための統一方針として定めた「情報セキュリティ基本方針」により、役職者全員が情報セキュリティ意識の向上に努めるとともに、当社の情報セキュリティが確保できる体制を維持していく。

【運用状況】

- ・情報資産を守るべく安全対策基準および行動基準を明示した「セキュリティポリシー」に基づき「情報セキュリティ基本方針」・「情報セキュリティ対策基準」・「サイバーセキュリティ対策方針」・「サイバーセキュリティ対策基準」・「コンティンジェンシープラン」を定めている。
- ・各種防御システム等の導入によりセキュリティ水準の強化を進めている。また外部委託先に対する情報管理を含む業務執行能力・運営体制・財務内容等委託先の適格性を確認している。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各種リスクに対する基本方針・基本事項は取締役会で決定され、リスクカテゴリー毎に管理部署が定められている。社内各部のリスク管理を統括する部署として経営企画部が網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確化していく。また常設の危機管理委員会を設置し、災害や障害など緊急事態に陥った際の組織体制ならびに指揮命令系統及び業務運営手順等を明確化し、業務の早期回復のための危機管理対応の実効性を確保していく。

【運用状況】

- ・金融商品取引業者としての経営指標のベースとなる自己資本規制比率の状況を中心にした「リスク管理に関する状況報告」を作成し、各種リスクの発現状況をまとめ、毎月の取締役会で報告している。
- ・半期毎に「統合リスク管理方針」を定め、当社が許容できるリスク量を基とする資本を業務別に配分し、毎月その使用状況を取締役会で報告している。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)「取締役会」は取締役7名で構成されており、迅速に意思決定ができる体制となっている。「取締役会」は取締役会規程に基づいて、毎月開催される定例取締役会の他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、法令・定款で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行の状況を逐次監督していく。

【運用状況】

- ・当事業年度は本社において11回の取締役会を開催した。
- (2)当社では執行役員制度を導入し、経営と業務執行の役割分担を明確にするとともに、業務執行機能の強化を図っていく。取締役および執行役員によって構成される「経営会議」は「取締役会」において決定された経営基本方針に基づき、業務執行の具体的方針および計画の策定、「取締役会」に付議すべき事項等について審議・決裁を行い、経営諸施策に関する報告・検討を行っていく。

【運用状況】

- ・当事業年度は本社において23回の経営会議を開催した。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には親会社及び子会社は存在せず、該当事項はない。

【運用状況】

- ・2019年3月8日に当社は設立者として金銭3百万円を出捐し一般財団法人むさしコミュニティ振興財団を設立。
- ・次年度以降について事業計画、収支計画ならびにその業務執行状況および実績について監視を行っていく。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性

- (1) 監査役からの求めに応じて、監査役の業務補助のため監査役事務局及び監査役スタッフを置くこととする。

【運用状況】

- ・監査役事務局を設置し、監査役スタッフとして現在1名を配置している。
- (2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役スタッフは、その命令に関して取締役からの独立性を保障する。

【運用状況】

- ・監査役スタッフは、取締役の指示に左右されることなく、独立性を保障されて監査役からの指示に従って業務にあたっている。
- (3) 監査役スタッフの任命・異動・人事考課・懲戒については監査役と事前協議を行い、監査役の同意を得るものとする。

【運用状況】

- ・監査役スタッフに対する人事権の行使に際しては、監査役と事前協議を行い、監査役の同意を得ている。

7. 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役ならびに使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには法令に従って、直ちに監査役に報告する。

【運用状況】

- ・報告すべき損害規模の基準を明確化するとともに、基準に達しないものを含めリスク発現認識時には直ちに監査役に報告するよう努めている。
 - ・常勤監査役は監査役監査の中で、社員との個別面談を通じ、様々な情報の収集に努めている。
 - ・常勤監査役は取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会等の当社重要会議の全てにオブザーバーとして出席しており、業務運営上発生した当社経営に影響を与える事象を適宜、確認している。
- (2) 監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成され監査役会規程に基づき、法令、定款に従い、監査役の監査基本方針を定めていく。

【運用状況】

- ・監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名から構成され、定時株主総会終了後の監査役会で監査基本方針を定め、原則として月1回以上の監査役会を開催し、監査役監査の執行状況を確認している。
- (3) 各監査役は「取締役会」に出席する他、常勤監査役は経営会議を始めとして、その他の重要会議に出席し、重要書類の閲覧、業務部門の業務遂行状況の聴取を定期的に行う等、監査役は業務執行全体の監査を実施していく。
- また、常勤監査役は内部監査部門と緊密な連携を図るとともに会計監査人と定期的な打ち合わせを含め、必要に応じて随時情報交換を行い、連携を高めていく。

【運用状況】

- ・ 監査役3名は原則毎月の取締役会に全員が出席している。また常勤監査役は当社のその他の重要な諸会議にもオブザーバーとして出席し、取締役等に対する牽制機能および助言機能の強化を図っている。
- ・ 内部監査担当部門が実施した監査結果は遅滞なく直接、監査役に報告され、緊密な連携を図っている。
- ・ 会計監査人とは、決算に際し会計方針の確認、会計監査の状況確認、監査報告の内容確認等を行っている。また、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案は監査役会が決定することとなっている。

8. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見し直ちに取締役または監査役はその事実の報告をした者に対して、不利益な取扱いを行わないことを保障する。

【運用状況】

- ・ 不利益な取扱いはなく、当該事象による不利益受忍の申し出もない。

9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針

当社は、監査役の職務の執行について必要な費用等を支払うこととする。

【運用状況】

- ・ 監査役からの職務遂行にかかる費用の請求に対し拒絶、支払遅延した事実はない。

10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役は、全役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努めるものとする。

【運用状況】

- ・ 代表取締役は監査役から監査役監査の執行環境にかかる問題点の有無を聴取し、問題がないことを確認している。

(2) 代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、経営方針を説明し、会社が対処すべき課題・監査上の重要課題などについての意見交換に努めるものとする。

【運用状況】

- ・ 代表取締役と監査役は定期的に会合し意見交換を行っている。

(3) 内部監査部門は、監査役との緊密な連携を図り、監査役の職務遂行を補助する体制の確保に努める。

【運用状況】

- ・ 内部監査担当部門と監査役は定期・不定期の会合を行い、緊密な連携を図っている。

以 上

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は定款において、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨の定めを設けております。剰余金の配当につきましては、収益変動の激しい証券業界の特質を踏まえ、内部留保に配慮しつつ、株主の皆様への利益還元を重視し、安定的かつ継続的な配当の実施を目指すことを基本方針としております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	60,951,970	流 動 負 債	46,073,562
現 金 ・ 預 金	5,532,340	信 用 取 引 負 債	19,852,553
預 託 金	19,790,000	信 用 取 引 借 入 金	18,164,649
ト レーディング 商 品	74,508	信 用 取 引 貸 証 券 受 入 金	1,687,904
商 品 有 価 証 券 等	74,508	有 価 証 券 担 保 借 入 金	1,981,075
約 定 見 返 勘 定 (借)	21,558	有 価 証 券 貸 借 取 引 受 入 金	1,981,075
信 用 取 引 資 産	34,612,647	預 り 金	14,120,431
信 用 取 引 貸 付 金	33,925,709	顧 客 からの 預 り 金	13,395,991
信 用 取 引 借 証 券 担 保 金	686,937	そ の 他 の 預 り 金	724,439
立 替 金	3,494	受 入 保 証 金	6,381,790
顧 客 への 立 替 金	128	信 用 取 引 受 入 保 証 金	6,381,790
そ の 他 の 立 替 金	3,365	短 期 借 入 金	3,405,495
募 集 等 払 込 金	122,759	金 融 機 関 借 入 金	3,355,495
短 期 差 入 保 証 金	100,000	証 券 金 融 会 社 借 入 金	50,000
そ の 他 の 差 入 保 証 金	100,000	未 払 費 用	85,321
前 払 金	52,299	未 払 法 人 税 等	125,583
前 払 費 用	64,935	未 賞 与 引 当 金	13,627
未 収 入 金	138,314	賞 与 引 当 金	92,685
未 収 収 益	444,540	役 員 賞 与 引 当 金	4,053
貸 倒 引 当 金	△5,428	偶 発 損 失 引 当 金	1,524
固 定 資 産	5,660,691	一 切 負 債	9,424
有 形 固 定 資 産	318,058	固 定 負 債	2,002,658
建 物	130,000	一 切 債 務	13,130
器 具 ・ 備 品	82,185	繰 延 税 金 負 債	476,784
土 地	85,594	退 職 給 付 引 当 金	1,369,532
リ ー ス 資 産	20,276	長 期 未 払 金	44,600
無 形 固 定 資 産	108,023	資 産 除 去 債 務	89,611
投 資 其 他 の 資 産	5,234,609	そ の 他 の 固 定 負 債	9,000
投 資 有 価 証 券	4,867,992	引 当 金	93,034
出 資 金	5,400	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	93,034
長 期 貸 付 金	17,515	負 債 合 計	48,169,256
長 期 差 入 保 証 金	282,511	純 資 産 の 部	
長 期 前 払 費 用	2,347	株 主 資 本	17,335,461
そ の 他 の 投 資 等	84,304	資 本 金	5,000,000
貸 倒 引 当 金	△25,463	資 本 剰 余 金	2,896,839
資 産 合 計	66,612,662	資 本 準 備 金	1,250,000
		そ の 他 資 本 剰 余 金	1,646,839
		利 益 剰 余 金	10,308,318
		そ の 他 利 益 剰 余 金	10,308,318
		別 途 積 立 金	832,147
		繰 越 利 益 剰 余 金	9,476,170
		自 己 株 式	△869,697
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,067,296
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,067,296
		新 株 予 約 権	40,648
		純 資 産 合 計	18,443,406
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	66,612,662

損 益 計 算 書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：千円)

科 目	内 訳	金 額
営業収益		
受入手数料		2,773,443
委託手数料	2,126,490	
引受け・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料	11,927	
募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料	166,534	
その他の受入手数料	468,491	
トレーディング損益		410,835
株券等トレーディング損益	15,688	
債券等トレーディング損益	368,857	
その他トレーディング損益	26,289	
金融収益		746,906
営業収益計		3,931,186
金融費用		201,027
純営業収益		3,730,158
販売費・一般管理費		4,657,232
取引関係費	678,173	
人件費	2,745,394	
不動産関係費	418,928	
事務費	556,094	
減価償却費	118,775	
租税公課	65,251	
その他の販売費・一般管理費	74,614	
営業損失		927,074
営業外収益		195,308
営業外費用		11,225
経常損失		742,990
特別利益		7,539
固定資産売却益	1,035	
投資有価証券売却益	6,486	
金融商品取引責任準備金戻入	17	
特別損失		11,012
固定資産除却損	515	
減損損失	10,496	
税引前当期純損失		746,462
法人税、住民税及び事業税		12,417
法人税等調整額		△48,321
当期純損失		710,558

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資 本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	5,000,000	1,250,000	1,646,839	2,896,839	832,147	10,336,683	11,168,830	△869,697	18,195,973
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△149,953	△149,953		△149,953
当期純損失(△)						△710,558	△710,558		△710,558
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△860,512	△860,512	—	△860,512
当 期 末 残 高	5,000,000	1,250,000	1,646,839	2,896,839	832,147	9,476,170	10,308,318	△869,697	17,335,461

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	1,688,397	1,688,397	40,648	19,925,019
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△149,953
当期純損失(△)				△710,558
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△621,100	△621,100		△621,100
当期変動額合計	△621,100	△621,100	—	△1,481,612
当 期 末 残 高	1,067,296	1,067,296	40,648	18,443,406

(注) 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) トレーディングの目的及び範囲並びに評価基準及び評価方法

当社は時価の変動又は市場間の格差等を利用して利益を得ること並びにその損失を減少させることを目的として自己の計算において行う、有価証券の売買取引、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引及びその他の取引等をトレーディングと定め、時価法を採用しております。

(2) トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

i. 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ii. 時価を把握することが極めて困難と認められるもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
----	-------

器具備品	3～20年
------	-------

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、主なリース期間は5年であります。

3. 引当金及び準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、賞与の支給見込額のうち、当事業年度において負担すべき額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております（執行役員に対する賞与引当金を含む）。

なお、当事業年度は支給見込みがないため、当事業年度において新たな役員賞与引当金は計上していません。

(4) 偶発損失引当金

従業員の不正等に伴う顧客への今後の損害賠償金の支払に備えるため、その経過等の状況に基づく将来の損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(6) 特別法上の準備金

金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づく「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保にかかる債務
担保に供している資産の状況は、次のとおりであります。

(単位：千円)

被 担 保 債 務		担保に供している資産	
種 類	期 末 残 高	投資有価証券	差入保証金
		質 権	
短期借入金	50,000	96,860	—
証券金融会社借入金	50,000	96,860	—
信用取引借入金	18,164,649	—	—
	18,214,649	96,860	—

- (注) 1. 担保に供している資産は期末時価によるものであります。
2. 貸借対照表に計上されている上記資産のほかに、自己融資の本担保証券516,012千円及び受入保証金代用有価証券7,647,159千円を上記債務の担保に供しております。
なお、信用取引借入金の本担保証券は18,042,910千円及び信用取引貸証券は1,789,101千円であります。
また、消費貸借契約により貸し付けた有価証券は1,986,544千円であります。
 3. 先物取引等の証拠金として、投資有価証券537,842千円を差入しております。
 4. 外国株式取引等の保証金として、現金100,000千円を差入しております。
 5. 信用取引貸付金の本担保証券33,517,131千円、信用取引借証券677,566千円、受入証拠金代用有価証券315,828千円及び受入保証金代用有価証券38,252,642千円の差入を受けております。
消費貸借契約により貸し付けた有価証券の担保として、有価証券担保借入金1,981,075千円の差入を受けております。
2. 資産にかかる減価償却累計額
有形固定資産の減価償却累計額は1,053,359千円であります。
 3. 保証債務
該当事項はありません。

(損益計算書に関する注記)

1. 営業外収益の内訳
主なものは投資有価証券受取配当金175,007千円であります。
2. 減損損失
当事業年度において、当社は以下の資産グループについて、収益性の低下により減損損失を計上しました。

用 途	場 所	種 類	減損損失
本 店	埼玉県さいたま市大宮区	器 具 備 品	5,989千円
青梅プラザ	東京都青梅市	建 物 附 属 設 備	181千円
坂戸支店	埼玉県坂戸市	建 物 附 属 設 備	2,027千円
春日部支店	埼玉県春日部市	建 物 附 属 設 備	203千円
市川支店	千葉県市川市	建 物 附 属 設 備	186千円
大阪支店	大阪府大阪市中央区	建 物 附 属 設 備	585千円
遊休資産 (売却予定資産)	栃木県那須郡	土 地	1,322千円

(グルーピングの方法)

管理会計上で区分した部及び支店を、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として行っております。また、遊休資産については、個別単位で行っております。

(回収可能額の算定方法等)

器具備品及び建物附属設備については、回収可能額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値が見込めないため、回収可能額を零として算定しております。

遊休資産については、正味売却価額によっております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	10,791,419	—	—	10,791,419

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	794,535	—	—	794,535

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月30日 取締役会	普通株式	149,953	15.00	2018年 3月31日	2018年 6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	99,968	10.00	2019年 3月31日	2019年 6月28日

4. 当事業年度末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数 普通株式 36,200株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	29,466千円
賞与引当金にかかる社会保険料	4,494千円
繰越欠損金	1,507,879千円
退職給付引当金	417,159千円
長期立替金償却	22,327千円
金融商品取引責任準備金	28,338千円
投資有価証券評価損	243,950千円
会員権評価損	9,393千円
減損損失	79,970千円
未払退職慰労金	13,585千円
貸倒引当金	9,409千円
減価償却費の償却超過額	26,969千円
資産除去債務	27,295千円
新株予約権	12,381千円
その他	16,782千円
繰延税金資産小計	<u>2,449,405千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	<u>△1,507,879千円</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△941,525千円</u>
評価性引当額小計	<u>△2,449,405千円</u>
繰延税金資産合計	<u>一千円</u>

2. 繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△438,758千円
合併受入資産評価差額	△27,048千円
資産除去債務に対応する除去費用	△10,977千円
繰延税金負債合計	<u>△476,784千円</u>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い等、金融商品の取扱いを主たる業務としております。

これらの業務を行うための資金は、自己資金や金融機関からの借入れによっておりますが、これらの資金は、主として短期間の決済性預金や、信用取引等における顧客への貸付金などに充当されております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

業務運営のための預金、預託金は、それらを預入している金融機関の信用リスクに晒されております。

信用取引業務における顧客への信用取引貸付金は顧客の信用リスクに晒されております。

当社が保有する投資有価証券は上場・非上場の株式等で、資本政策の一環として保有するもの等であり、市場価格の変動リスクや、金利の変動リスク、発行体の信用リスク等に晒されております。

デリバティブ取引は、顧客の外貨建有価証券取引に伴い、邦貨による受渡代金を確定する目的で行うものであり、投機目的の取引はありません。

株券貸借取引における有価証券担保借入金は、消費貸借契約に基づき貸付けた有価証券の担保として受け入れているものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社における金融商品に係るリスク管理は、関連する法令や当社で定めた規程・ルールに従い、財務部、経営企画部等の各担当部署において管理を行い、これらのリスク管理全体について、原則月1回、経営会議及び取締役会において「リスク管理に関する状況報告」として報告することにより行っております。

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社が保有する預金は、預金保険制度により全額保護される当座預金や利息の付かない普通預金（決済用預金）とすることを基本方針としております。また、預金保険制度においてペイオフの対象となる普通預金、通知預金及び預金保険制度の対象外となる外貨預金も保有しておりますが、極力残高が膨らまないよう留意し、預入先も原則として大手金融機関とするなど、信用リスクの回避に努めております。

お客様よりお預かりしている金銭等は、金融商品取引法に基づき顧客分別金信託として、当社の資産と明確に分別し管理しております。当該信託財産は、信用力の高い金融機関に信託を行っております。

信用取引貸付金については、顧客との間で様々な取引条件を設けることにより、顧客の担保不足や返済の不履行などの回避に努める等与信管理体制を整備しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

市場リスクには、株価の変動により発生し得る価格変動リスクと、債券等の金利の変動により発生し得る価格変動・金利リスク、外国証券取引において外国為替相場の変動により発生し得る為替リスクがあります。

投資有価証券については、発行体の業況や、その株価動向などの情報収集に努めるとともに、取得または売却に際しては、経営会議及び取締役会において個別に検討を行い、リスクの回避に努めております。

デリバティブ取引（為替予約取引）については、顧客の外貨建有価証券取引に伴うものに限定しており、実質的な為替リスクを負うものではありません。

外貨預金については、保有する主要な外貨種類ごとに保有限度額を設けて管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクの管理において、当社は流動性リスクの回避のため資金繰管理規程を制定し、これに基づき財務部において週次及び日々の資金繰りを作成し、手元流動性に不足がないよう管理しております。さらに、取引金融機関との間で業務運営に十分な金額の当座貸越契約を締結しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金・預金	5,532,340	5,532,340	—
(2) 預託金	19,790,000	19,790,000	—
(3) 信用取引資産	34,612,647	34,612,647	—
① 信用取引貸付金	33,925,709	33,925,709	—
② 信用取引借証券担保金	686,937	686,937	—
(4) 投資有価証券	3,217,745	3,217,745	—
資産計	63,152,732	63,152,732	—
(1) 信用取引負債	19,852,553	19,852,553	—
① 信用取引借入金	18,164,649	18,164,649	—
② 信用取引貸証券受入金	1,687,904	1,687,904	—
(2) 顧客からの預り金	13,395,991	13,395,991	—
(3) 信用取引受入保証金	6,381,790	6,381,790	—
(4) 有価証券担保借入金	1,981,075	1,981,075	—
(5) 短期借入金	3,405,495	3,405,495	—
負債計	45,016,905	45,016,905	—
デリバティブ取引 (※)	—	—	—

(※) 当事業年度については、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務はありません。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 預託金

預託金は期間が固定されておらず、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 信用取引資産
信用取引資産は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券
株式の時価は取引所の価格によっております。

負債

(1) 信用取引負債
信用取引負債は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 顧客からの預り金、(3) 信用取引受入保証金
これらは、期間が固定されておらず、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券担保借入金、(5) 短期借入金
これらは、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引
該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	754,454
出資金等	895,792

※ 上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	5,532,340	—	—	—
預託金	19,790,000	—	—	—
信用取引資産	34,612,647	—	—	—
信用取引貸付金	33,925,709	—	—	—
信用取引借証券担保金	686,937	—	—	—
合 計	59,934,987	—	—	—

(注4) 信用取引負債、顧客からの預り金、信用取引受入保証金、有価証券担保借入金及び短期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
信用取引負債	19,852,553	—	—	—
信用取引借入金	18,164,649	—	—	—
信用取引貸証券受入金	1,687,904	—	—	—
顧客からの預り金	13,395,991	—	—	—
信用取引受入保証金	6,381,790	—	—	—
有価証券担保借入金	1,981,075	—	—	—
短期借入金	3,405,495	—	—	—
合 計	45,016,905	—	—	—

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	74,508	228

2. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。

3. 関連会社株式
該当事項はありません。

4. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,849,902	1,262,202	1,587,700
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	367,842	449,487	△81,644
合計		3,217,745	1,711,690	1,506,055

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
155,245	1,152	—

6. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(持分法損益等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|------------------|-----------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 1,840円84銭 |
| 2. 1株当たりの当期純損失金額 | 71円07銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

む さ し 証 券 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

2019年5月23日
EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大村真敏 ㊤
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 岩崎裕男 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、むさし証券株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月28日

むさし証券株式会社 監査役会

常勤監査役 東 條 正 和 ㊟

監査役 星 野 修 一 ㊟

監査役 田 口 慶 二 ㊟

(注) 監査役 星野修一及び監査役 田口慶二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社取締役会の運営についてその構成に応じた機動的な対応を可能とするため、現行定款に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分であります。)

現行定款	変更案
(取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。</u>	(取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会の決議をもって予め定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>前項の取締役に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u>
附 則 (新 設)	附 則 <u>32. この定款は、令和元年6月27日から一部改正施行する。</u>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者の略歴その他

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	こ だか ふ じ お 小 高 富士夫 (1956年4月19日生)	1979年4月 山文証券(株) (現むさし証券(株)) 入社 1994年10月 同社久米川支店長 2001年4月 当社執行役員浦和支店長 2004年1月 当社執行役員営業統括部・法人営業部・顧客営業室担当兼営業統括部長 2004年3月 当社取締役執行役員営業統括部・法人営業部・顧客営業室担当兼営業統括部長 2006年6月 当社取締役常務執行役員営業統括部・顧客営業室・インターネット事業部担当兼営業統括部長 2008年4月 当社取締役常務執行役員営業統括部・顧客営業室担当兼営業統括部長 2008年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	株 5,100
2	の むら まこと 野 村 眞 (1961年9月19日生)	1984年4月 (株)埼玉銀行(現りそなグループ) 入行 2004年2月 (株)りそな銀行大塚支店長 2007年4月 (株)りそなホールディングス財務部長 2009年6月 同社執行役財務部長 2013年4月 同社執行役財務部担当 (株)埼玉りそな銀行取締役 2017年4月 (株)埼玉りそな銀行代表取締役兼専務執行役員営業サポート本部長兼資金証券部担当 2018年4月 当社顧問 2018年6月 当社取締役副社長 現在に至る	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当並びに重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
3	あさ くら よし と 朝 倉 仁 人 (1955年7月31日生)	1978年4月 ㈱埼玉銀行（現りそなグループ）入 行 1995年10月 ㈱あさひ銀行（現りそなグループ） 川越南支店長 1998年4月 同行加須支店長 2001年12月 当社法人営業部付部長 2003年6月 当社法人営業部長 2006年8月 当社浦和支店長 2008年10月 当社執行役員経営企画部・リスク統 括部・財務部・I R室・事業戦略企 画室担当兼経営企画部長兼事業戦略 企画室長 2011年6月 当社取締役執行役員経営企画部・リ スク統括部・人事総務部担当兼経営 企画部長兼リスク統括部長 2012年6月 当社取締役常務執行役員経営企画 部・リスク統括部・人事総務部・デ ィーリング部担当兼経営企画部長兼 リスク統括部長 2015年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長 兼インターネット事業部担当 2016年6月 当社取締役専務執行役員管理本部長 現在に至る	株 3,000
4	み さわ たか ひこ 三 澤 孝 彦 (1957年12月10日生)	1980年4月 ㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行 2002年4月 ㈱みずほ銀行松本支店長 2007年8月 三栄証券㈱業務管理部部长 2008年6月 同社取締役管理本部長 2011年6月 同社常務取締役管理本部長 2012年6月 同社常務取締役統括兼営業部門担当 2015年7月 当社取締役常務執行役員コンプライ アンス本部長兼検査部・コンプライ アンス部担当 2018年4月 当社取締役常務執行役員コンプライ アンス本部長兼監査部・コンプライ アンス部担当 現在に至る	3,000

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
6	あん どう あつし 安 藤 敦 (1960年8月28日生)	1983年4月 ㈱埼玉銀行（現りそなグループ）入 行 2000年7月 ㈱あさひ銀行（現りそなグループ） 津田沼支店長 2006年6月 ㈱埼玉りそな銀行 個人部長 2011年7月 同行川越支店長 2013年7月 りそな総合研究所㈱東京営業部部长 2015年1月 当社理事経営企画部部长兼リスク統括 部部长 2015年6月 当社執行役員経営企画部・財務部担 当兼経営企画部部长 2016年6月 当社取締役執行役員経営企画部・財 務部担当兼経営企画部部长 2017年4月 当社取締役執行役員経営企画部・財 務部担当兼経営企画部部长兼IT企画 室長 2018年6月 当社取締役執行役員経営企画部・財 務部担当兼経営企画部部长 現在に至る	株 3,000
7	よし ほら たもつ 吉 原 保 (1967年4月19日生)	1991年4月 泉証券㈱（現SMB C日興証券㈱） 入社 2004年9月 エンゼル証券㈱（現エンゼルキャピ タル㈱）入社 2005年6月 当社本店営業第二部課長 2011年10月 当社東京営業第二部長 2014年6月 当社営業本部兼営業企画部部长 2015年6月 当社執行役員営業企画部・グローバ ル金融商品部担当兼営業企画部部长 2017年6月 当社取締役執行役員営業企画部・グ ローバル金融商品部・インターネット 事業部担当 2018年4月 当社取締役執行役員営業企画部・営 業サポート部・インターネット事業 部担当 2018年10月 当社取締役執行役員営業企画部・イ ンターネット事業部担当 現在に至る	2,000

(注) 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2017年6月27日開催の第72期定時株主総会において選任いただいた補欠監査役佐藤 宏氏は、本総会開始をもって補欠監査役を辞退したい旨の申し出がありましたので、法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

補欠監査役候補者の略歴その他

氏名 (生年月日)	略歴、地位並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
とみ た のぼる 富田 登 (1955年3月30日生)	1973年4月 富士倉庫運輸㈱入社 2000年4月 同社浦和西営業所長 2007年2月 同社営業部副部長 2007年7月 同社営業部長 2009年6月 大栄不動産㈱常勤監査役 2015年6月 富士倉庫運輸㈱取締役執行役員営業部長 現在に至る	株 —

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 富田 登氏は、補欠社外監査役候補者であります。
富田 登氏は、他の会社の業務執行者や監査役、取締役としての豊富な経験と知見を生かし、客観的立場から当社の経営の監視と有効な助言を期待し、選任をお願いするものであります。
3. なお、富田 登氏が取締役に就任している富士倉庫運輸㈱は、当社の株式を7.2%保有し、また当社との間に取引等がありますがその金額は僅少であり、監査役に就任した場合においても、監査役職務の遂行を損なうものではないと判断しております。
4. その他の補欠監査役選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

以 上

第74期定時株主総会会場ご案内図

〔会 場〕

OLSビル9階 当社本店会議室
埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13

〔交通案内〕

JR大宮駅西口 徒歩7分

